

平成24年5月吉日
テクノヒル株式会社

セミナールーム（放射線測定機器、海外化学物質管理）開設について

テクノヒル株式会社（本社：東京都中央区）は放射線測定機器の輸入販売と化学品関連を海外に輸出する企業のための化学物質管理に関する登録実務を行っている。

この度 東京都中央区に自社セミナールームを常設し、定期的な実務に基づいたセミナーの運営を定期的で開催することになった。定期的なセミナーは顧客より強い要望があるため、これによって支援体制をより強化する。

セミナー内容は

1. 放射線測定に関する実機での測定法およびその技術に関するセミナー
(輸入総代理店を行っている Mirion Technologies 社の特長のある放射線測定器の測定実務)
2. 世界の化学物質管理に関する輸出に付随する登録、届け出など実務講習
(台湾、中国、欧州、韓国など新規および届け出 (GHS) などの実務)

1. 背景

1. 1 放射線測定

テクノヒル（株）は放射線世界最大の放射線測定器メーカーである Mirion Technologie 社の輸入代理店を行っておりますが昨年の福島原子力災害の影響による低レベル、広範囲の汚染に対して放射線測定機器の需要が多様化している。弊社も震災後原子力安全保安院への個人線量計の寄贈、福島県に資材とソフトの提供、など支援に取り組んできた。他方低レベル放射線汚染は食品、土壌、河川などに広がり、測定機材も高度な機材が増えてきている。

特に食品用放射能測定器については、その測定法、判定法など4月以降規制値が下がったこともあり市場でも非常に混乱している。このような問題に対処するため、分かりやすい実機に基づいたセミナーを行う。

1. 2 化学物質管理

テクノヒル（株）は創業時の2006年より継続して世界の化学物質管理に関する登録、届け出など専門家として実務を行ってきた。欧州 REACH については2007年より（社）産業環境管理協会と連携し、現在まで多くに日本企業の予備登録、登録、届け出を行ってきた。とくに物質の同定など専門性の高い実務を共同で行ってきた。台湾については2009年より既存化学物質の届け出を行ってきた。中国については、昨年10月より（社）産業環境管理協会と連携して、中国への化学品輸出にともなう日本企業を支援するため、「新化学物質環境管理弁法」の申告代行、ならびに「危険化学品安全管理条例」、および国家標準に基づく GHS 対応の SDS・ラベル作成など、中国の化学物質管理規制対応支援サービスを行っている。

中国では、改正新化学物質環境管理弁法^{注1}が2010年10月15日より施行され、中国で製造・輸入・加工使用される新規化学物質（現有化学物質名録に記載されている約40,000物質以外の化学物質）を日本から輸出するには、事前の申告により登記証を取得することが義務付けられている。登記証を取得していない新化学物質の生産、輸入および加工使用は禁止されており、違反の場合は罰金が

科せられる。

また、国家標準（GB13690-2009）による義務化が先行していた中国の GHS 対応について、2011 年 12 月 1 日からの改正危険化学品安全管理条例の施行に伴い、GHS 方式に準じた SDS やラベルが義務化され、違反の場合、の罰金が科せられることになる。

台湾の既存化学物質の届出については テクノヒル（株）では 2010 年末までに輸入実績のある日本企業の届出の代行サービスをおこなった。新規化学物質申告制度の制定が遅れたことにより、既存化学物質インベントリーの増補のため、再度 2012 年 6 月より 8 月まで 1993 年 1 月 1 日から 2011 年 12 月 31 日までに製造・輸入実績のある化学物質の届出が受け付けられることとなった。テクノヒル（株）では、前回に引き続き届出の代行サービスを行う。

2. セミナーの今後の日程

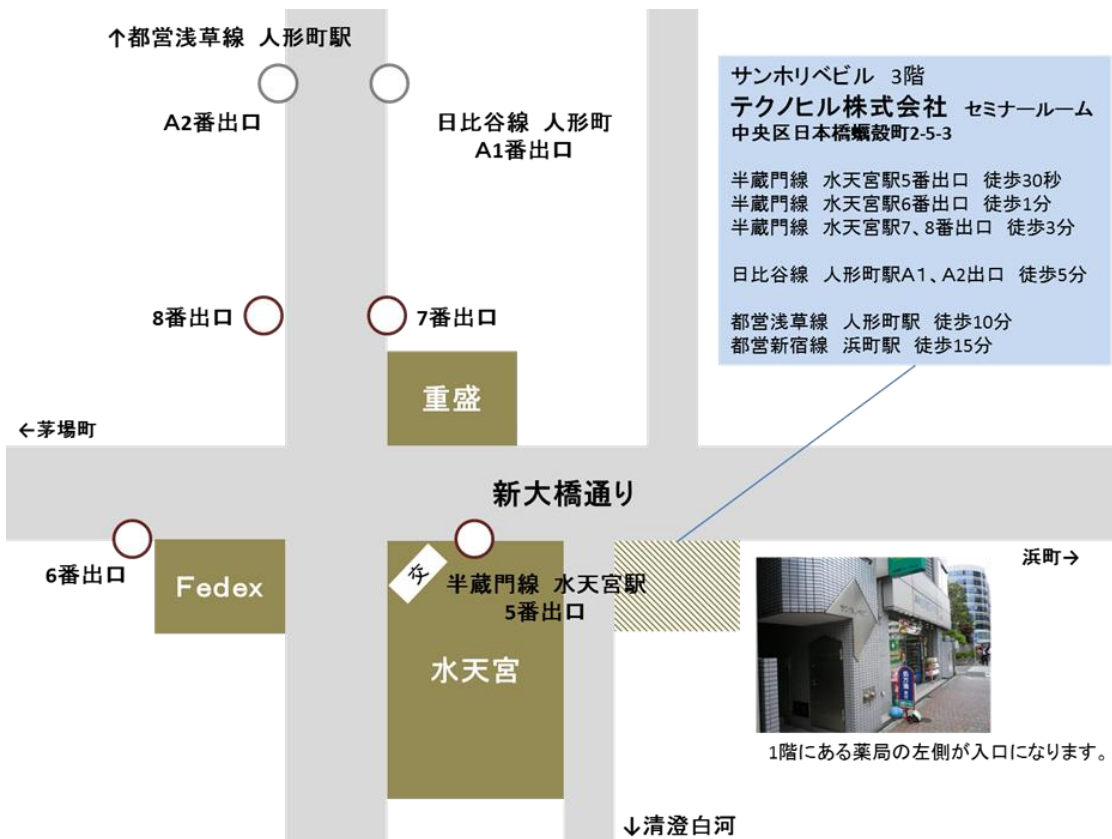
2. 1 放射線測定器関連

- 2. 1. 1 食品用微量放射能測定の実際（5 月 21 日）
新基準に基づいた NaI 測定器による測定の原理と実際
- 2. 1. 2 除染作業に伴う 放射線測定器の実務（5 月 24 日）
空間線量測定、表面汚染、

2. 2 化学物質管理

- 2. 1. 1 台湾 既存化学物質 増補届け出（5 月 23 日）
- 2. 1. 2 中国 最近の化学物質管理動向（5 月 29 日）

◆アクセス



◆本件に関するお問い合わせ先

テクノヒル株式会社

担当：鈴木・木村・岩本

TEL：03-5642-6144 FAX：03-5642-6145